

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
3月10日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)……………一
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………四
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件) (厚政課)……………五
 - 岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五
 - 山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………五
- 公告
 - 公共測量の実施の終了(監理課)……………六
 - 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
 - 平生都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
 - 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定(住宅課)……………六
- 選管告示
 - 個人演説会等を開催することができる施設……………一〇
 - 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正(三件)……………一一
 - 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の廃止……………一一
 - 公安委公告
 - 一般競争入札の実施……………二二



山口県告示第六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年三月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	予 定 日	予 定 日	間 隔
三七一タ	一一二	令和二、 三、三二	令和二、 四、二三	令和二、 一三 連 続 二四時間 変動なし

備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大	排水の一日当たりの量 (m ³)
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	最大	
浮遊物質質量 (mg/l)	通常	最大	
鉱油類 (mg/l)	通常	最大	
窒素 (mg/l)	通常	最大	
リン (mg/l)	通常	最大	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大	
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	最大	
浮遊物質質量 (mg/l)	通常	最大	
鉱油類 (mg/l)	通常	最大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

総合排水処理施設	酸化分解処理槽		種別	項目	汚水の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前			通常	最大	
〃	八	〃	九	〃	〃	〃	〃
〃	九	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

総合排水処理施設	酸化分解処理槽	種別	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定 (年月日)	工事完成予定 (年月日)	使用開始予定 (年月日)
堰き囲い	チタン製	能	〃	三、八四〇、〇〇〇	酸化	連続	二四時間	概季節的変動なし	(既)	(設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種別	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
三七一タ	八	九	二
〃	二、〇七四	二、〇七四	二
〃	二、〇七四	二、〇七四	二
〃	二九六	二九六	二
〃	二九六	二九六	二
〃	〇・〇四	〇・〇四	二
〃	〇・〇六	〇・〇六	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口
〃	八
〃	九、六
三	二・五
五	四・三
一〇	六
二〇	一三
〃	一
一・三	〇・九
二・二	一・二
〃	〇・一
〃	〇・二
二、九四五、〇九八	二四〇、四〇〇
二、九四五、一七六	二四〇、四〇〇

山口県告示第六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年三月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法		
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	間 隔 時 間	変 動 概 要	
四七一口	〇・一五 (m ³ /日)	令和二、 四、一	令和三、 三、三二	令 和 三、 四、一	断 続 八 時 間	変 動 な し
四七七八 (二基)	〃	〃	〃	〃	断 続 二 四 時 間	〃
〃	〃	〃	〃	〃	断 続 八 時 間	〃
四七ーホ	(N m ³ /時)	〃	〃	〃	連 続 二 四 時 間	〃

備考 「四七一口」、「四七七八」及び「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種別	汚水等の状態の値		汚水等の一日当たりの量(m ³)
	通常	最大	
四七ーホ	一三	一四	〇・三
〃	〃	〃	〇・二
四七ーハ (二基)	〃	一〇	〇・三
四七ーロ	七	八	〇・一五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 10 排水口	No. 8 排水口	No. 7 排水口	No. 6 排水口	No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量(m ³)
							通常	最大	
七・五	〃	八・三	〃	七・五	七・二	七・四	水素イオン濃度 (水素指数)	九	七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	四・三	二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	一三	二五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	油類 (mg/l)	〃	二・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素 (mg/l)	五・八	一五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン (mg/l)	〇・六	〇・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素	〇・六九	〇・八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン	〇・六	〇・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素	三	四八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン	〇・〇六	〇・〇五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素	〇・二	〇・八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン	〇・二	〇・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素	二七・七	二八・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン	七〇・八	二九・九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素	八五・二	三三・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン	一一二・〇	四〇・八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素	九一・二	九四・〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン	九一・二	五二・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素	六四・八	三三・九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン	六四・八	四一・九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	窒素	八五・二	五二・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	リン	八五・二	五二・五

山口県告示第六十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

山口県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 ひとつの会	防府市大字佐 野一五二の一	グループホー ムファイラー ジュ開出	防府市開出西 町三二番八号	認知症 対応型 共同生 活介護	令和二、 二、 一

山口県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日

社会福祉法人 防府市大字佐 野一五二の一
グループホー ムファイラー ジュ開出
防府市開出西 町三二番八号
介護予 令和二、
防認知 二、
症対応 一
生活共 一
同介護

山口県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
和木町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画下水道事業和木町公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十二年五月十三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
玖珂郡和木町和木一丁目、和木二丁目、和木三丁目、和木四丁目、和木五丁目、和木六丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、関ヶ浜一丁目、関ヶ浜二丁目及び大字瀬田

山口県告示第七十二号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示（平成二年山口県告示第三百九十九号）の一部を次のように改正し、令和二年三月二十三日から施行する。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「山口県柳井健康福祉センター 柳井市古開作六五八の一 〃」を削る。



(四一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 副政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下関市菊川町大字下大野

三 作業の期間

令和元年十二月二十三日から令和二年二月十七日まで

(四二) 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 副政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・五・六向地線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四三) 平生都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

平生町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による平生都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 副政

一 都市計画の種類及び名称

平生都市計画道路三・四・七平生横幹線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四四) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の二(山口県営改良住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十三条において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 副政

一 指定管理者に管理を行わせる県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の名称及び設置場所
次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

名 称	設 置 場 所
王 司 県 営 住 宅	下 関 市
楠 乃 県 営 住 宅	〃
安 岡 県 営 住 宅	〃
中 村 県 営 住 宅	〃

安岡駅前県営住宅	一の宮県営住宅	彦島江の浦県営住宅	川棚県営住宅	第二彦島角倉県営住宅	山の田東県営住宅	白雲台県営住宅	彦島堀越県営住宅	彦島角倉県営住宅	彦島迫町県営住宅	横野県営住宅	長府県営住宅	川中西部県営住宅	川中東部県営住宅	彦島県営住宅	栄県営住宅	垢田県営住宅	綾羅木県営住宅	稗田県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

恋路県営住宅	平川県営住宅	大内御堀県営住宅	赤妻県営住宅	西大橋県営住宅	琴芝県営住宅	常盤台県営住宅	藤山県営住宅	田町県営住宅	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅	岬県営住宅	西山県営住宅	中野県営住宅	小羽山県営住宅	東岐波県営住宅	鶴の島県営住宅	大沢県営住宅	西宇部県営住宅
〃	〃	〃	〃	山口市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	宇部市

生野屋県営住宅	川瀬県営住宅	中央県営住宅	北山手県営住宅	西浦県営住宅	大道県営住宅	高井県営住宅	大平山県営住宅	西田中県営住宅	金谷県営住宅	東萩県営住宅	第二無田ヶ原県営住宅	中津江県営住宅	無田ヶ原県営住宅	穂積県営住宅	吉敷木崎県営住宅	上東県営住宅	平井県営住宅	宮野下県営住宅
〃	下松市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防府市	〃	〃	〃	〃	萩市	〃	〃	〃	〃	〃

島田県営住宅	和田県営住宅	亀山県営住宅	今柗県営住宅	両家県営住宅	高森県営住宅	今津県営住宅	上市県営住宅	堀田県営住宅	第二浪の浦県営住宅	梅ヶ丘県営住宅	海土路県営住宅	黒磯県営住宅	浪の浦県営住宅	山中県営住宅	萩谷県営住宅	花岡県営住宅	久保県営住宅	旗岡県営住宅
〃	〃	〃	〃	光市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岩国市	〃	〃	〃

舞 車 県 営 住 宅	瀬 ノ 上 県 営 住 宅	周 南 県 営 住 宅	旭 ヶ 丘 県 営 住 宅	金 剛 山 県 営 住 宅	大 迫 田 県 営 住 宅	来 福 台 県 営 住 宅	西 下 領 県 営 住 宅	馬 皿 県 営 住 宅	柳 井 旭 ヶ 丘 県 営 住 宅	宮 野 県 営 住 宅	新 庄 北 県 営 住 宅	大 屋 県 営 住 宅	田 屋 県 営 住 宅	中 の 塚 県 営 住 宅	江 良 県 営 住 宅	東 深 川 県 営 住 宅	湯 本 県 営 住 宅	光 井 県 営 住 宅
〃	〃	〃	〃	〃	周 南 市	〃	美 祢 市	〃	〃	〃	〃	柳 井 市	〃	〃	〃	〃	長 門 市	〃

柚 尻 県 営 住 宅	萩 原 県 営 住 宅	桜 山 県 営 住 宅	本 山 県 営 住 宅	叶 松 県 営 住 宅	く し 山 県 営 住 宅	平 原 県 営 住 宅	古 開 作 県 営 住 宅	大 内 県 営 住 宅	周 陽 県 営 住 宅	第 二 金 剛 山 県 営 住 宅	湯 野 県 営 住 宅	新 堤 県 営 住 宅	福 川 南 県 営 住 宅	富 田 東 県 営 住 宅	西 柵 県 営 住 宅	ひ ば り ヶ 丘 県 営 住 宅	若 山 県 営 住 宅	慶 万 県 営 住 宅	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山 陽 小 野 田 市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第二古開作県営住宅	〃
稗田改良住宅	下関市
朝田特定公共賃貸住宅	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 入居者の公募に関する事。

(二) 入居者の指導及び連絡に関する事。

(三) 家賃及び使用料の収納に関する事。

(四) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関する事。

四 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間



山口県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和二年三月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
周南市桜木市民センター	〃	周南市城ヶ丘二丁目四番二二号	〃	〃	平成三〇、一一、九	〃	〃	〃	〃
周南市周陽市民センター	〃	周陽二丁目八番二二号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市秋月市民センター	〃	楠木二丁目一番二五号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市遠石市民センター	〃	大字徳山一〇五九一の三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市岐山市民センター	〃	〃 五六四九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市中央地区市民センター	〃	飯島町一丁目一三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市今宿市民センター	〃	原宿町六番一二号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

周南市今宿市民センター	〃	西松原四丁目四番四〇号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市西松原分館	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市榑浜市民センター	〃	大字榑ヶ浜四五八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市榑島市民センター	〃	大字榑島二二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市大島市民センター	〃	大字大島一六〇一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市久米市民センター	〃	大字久米二八一二の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市菊川市民センター	〃	大字下上二一四六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市菊川市民センター	〃	〃 一五六〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市富岡分館	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市菊川市民センター	〃	大字上村七〇三の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市加見分館	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市四熊市民センター	〃	大字四熊一四一七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市小畑市民センター	〃	大字小畑一九〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市夜市市民センター	〃	大字夜市六六〇の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市戸田市民センター	〃	大字戸田二八四五の二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市戸田市民センター	〃	〃 四七四一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市四郎谷分館	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市戸田市民センター	〃	〃 一五二の二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市津木分館	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市湯野市民センター	〃	大字湯野四二三〇の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市大向市民センター	〃	大字大向一六五三の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市大道理市民センター	〃	大字大道理一三三二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市長穂市民センター	〃	大字長穂八八五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市須々万市民センター	〃	大字須々万本郷四七八の二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市須々万市民センター	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市須々万市民センター	〃	〃 四八〇の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市須々万市民センター	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市中須市民センター	〃	大字中須南二五五七の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市須金市民センター	〃	大字須万二四二七の二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市大津島市民センター	〃	大字大津島一三六一の四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市大津島市民センター	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市大津島市民センター	〃	〃 六八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市大津島市民センター	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市和田市民センター	〃	大字埵一六六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市高水市民センター	〃	大字樋口四九一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
周南市勝間市民センター	〃	大字呼坂一九三の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

周南市大河内市民センター	〃	大字大河内一六三八の二三	〃	〃	〃
周南市三丘市民センター	〃	大字安田五六二の二	〃	〃	〃
周南市ゆめプラザ熊毛	〃	熊毛中央町一番一号	〃	〃	〃
周南市コアプラザかの	〃	大字鹿野上三一八九の一	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第十六号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「周南市須々万農村環境改善センター」	〃	大字須々万本郷四八〇の一	〃	〃	〃
削り、					
「周南市三丘徳修館」	〃	大字安田五六二の二	〃	〃	〃
周南市熊毛武道館	〃	一八三七の二	〃	〃	〃
「周南市熊毛武道館」	〃	大字安田一八三七の二	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第十七号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第五十号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「長門市農業者トレーニングセンター」	〃	深川湯本五八四の二	〃	〃	〃
「長門農業者トレーニングセンター」	〃	深川湯本一〇五八四の三	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第十八号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十二年山口県選挙管理

委員会告示第二十号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「ながと総合体育館」	〃	長門市仙崎八一八の一	〃	〃	〃
「ながと総合体育館」	〃	長門市仙崎一〇八一八の一	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第十九号

次に掲げる告示は、廃止する。

令和二年三月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第八十六号）

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第八十八号）



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和二年七月一日から令和十一年六月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部刑事部科学捜査研究所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約

に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和二年山口県告示第三十二号）に基づく資格審査において、借入品について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

令和二年三月十日から同年四月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部刑事部科学捜査研究所において交付する。

四 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和二年四月二十日午後五時（入札書を持参する場合は、令和二年四月二十一日午後二時）

五 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

令和二年四月二十一日午後二時

六 入札保証金

免除する。

七 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年四月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部刑事部科学捜査研究所（電話〇八三一九三三―〇一一〇）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: Gas Chromatograph-Mass Spectrometer
 - (3) Term of use: From July 1, 2020 to June 30, 2029
 - (4) Place of use: Forensic Science Laboratory, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Forensic Science Laboratory, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
 - (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. April 20, 2020 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. April 21, 2020)

令和二年三月十日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁